

見積り合わせに関する募集（物品調達）

1 調達内容

（１）調達件名

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の購入

（２）調達案件の仕様、納入期限及び納入場所

別添「仕様書」による。

2 見積り合わせ参加に必要な書類

（１）見積書

（２）誓約書（別紙）

宛名は「支出負担行為担当官 富山労働局総務部長」とすること。

3 見積書等関係書類の提出期限及び場所

令和7年10月30日（木）17時15分まで

持参、メール、FAX又は郵送とする。郵送の場合、提出期限必着とする。

〒930-8509

富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎5階

富山労働局 総務部総務課会計第一係 担当（瀬川）

TEL 076-432-2727

FAX 076-432-6471

E-mail kaikai-toyamakyoku.a15(★)mh1w.go.jp

※(★)を@に変更してください。

4 見積り合わせの結果通知

令和7年10月31日（金）12時までに、見積り合わせに参加した者に通知する。

5 その他留意事項

（１）見積金額について

見積金額には、搬入、設置、引き取り、引き取り後のＡＥＤ処分費用、付属品及び消耗品の代金、諸経費等全ての費用を含むこと。

見積書の様式は任意とするが、複数の品目がある場合、品目ごとに型番・単価・数量・金額を記載すること。

なお、金額は見積もった金額の110分の100に相当する金額（以下「税抜き価格」という。）、消費税及び地方消費税額（以下「消費税額」という。）及び税抜き価格に消費税額を加算した合計金額（以下「税込み価格」という。）を記載すること。ただし、免税業者においては、見積書にその旨を明記すること。

（２）追加資料の提出について

参考銘柄以外の品目を提案する場合は、事前に上記担当に仕様を満たしているか確認すること。その際に、カタログの写しその他必要な書類の提出を求める場合があること。

（３）契約の相手方の決定について

総価において最低価格を提示した事業者を、契約の相手方として決定する。

誓 約 書

当社（私）は、下記（１）から（６）のいずれの要件も満たしていることを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、必要に応じて、証明書等の追加資料の提出を求められることについて了承します。

記

（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。

（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。

（４）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

（６）労働関係法令を遵守している者であり、過去１年以内に当該業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

富山労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

仕様書

1 購入物品・数量

自動体外式除細動器（AED） 3セット

2 納品場所

既存のAED収納ボックス内にAEDを設置する（更新）

	官署	住所
①	砺波公共職業安定所小矢部出張所	小矢部市綾子5185
②	滑川公共職業安定所	滑川市辰野11番地6
③	氷見公共職業安定所	氷見市朝日丘9-17

3 納入期限

令和7年12月5日（金）

4 規格・機能

次の参考銘柄と同等以上の機能・能力を有する機種であること。

ア 参考銘柄（1式の内訳）【日本光電 AED-3100、フィリップス ハート
スタートFRx+e】

- ・AED本体 1台
- ・バッテリー 1個
- ・電極パッド（成人用）（予備含む） 2組
- ・電極パッド（小児用）（予備含む） 2組（※1）
- ・小児用キー 1個（※2）
- ・キャリングバッグ 1個
- ・救急セット
（ディスクオアル、脱毛用具、はさみ、人工呼吸シート、感染防御用手袋） 1式
- ・取扱説明書（日本語） 1部

※1 成人と共用できる場合は不要とする。

※2 切換スイッチによりモード変更できる場合は不要とする。

イ 調達物品に求められる規格・性能等

- ・AED本体及び電極パッドは医療用器具として、薬事法上の承認を得ていること。
- ・JRC蘇生ガイドライン2020に準拠している機器であること。

- ・新品であること。
- ・出力方法は、二相性波形で通電できること。
- ・電極パッドは本体に接続された状態で保管されていること。
- ・小児用キーまたは切換スイッチにより、成人（小学生～大人）/小児（未就学児）のモード変更ができること。モード変更は心電図解析後でも電源を落とさず切換が可能であること。
- ・植え込み式のペースメーカを使用している患者に対応可能であること。
- ・AED本体の耐用期間は8年以上であること。
- ・バッテリー方式で作動し、待機状態で4年以上の寿命があり、160回以上のショックまたは4時間の動作が可能な容量であること（充電式バッテリーは不可）。
- ・防塵・防水性に関する規格は、IP55に準拠していること又はこれ以上であること。
- ・物理的要件として、1mの高さからコンクリート面にAEDを落下させた場合、縁、角及び面への耐衝撃性を持つこと。
- ・自己診断（セルフテスト）機能を有し、その内容として内部回路、波形出力システム（又は同等の機能）、バッテリー容量、パッド間の通電、スピーカー等を診断し、不具合が発生した場合は、音声、光表示、ブザー等で不良箇所を知らせ、また原因や対応方法を音声等により知らせる機能を有すること。
- ・目視で日常点検できる表示機能を有し、点検結果を確認するインジケータがあること。
- ・心肺蘇生（CPR）の手順について、胸骨圧迫・人工呼吸・回数を音声または画面で指示できること。
- ・操作方法を表示する液晶モニター又は操作ガイドが付属していること。
- ・心電図解析開始後10秒以内に電気ショックの実施が可能であること。
- ・耳が不自由な人でも使えるよう「耳マーク」の取得又は耳の不自由な人に対しても配慮した機器であること。
- ・既存のAED収納ボックスに収納可能であること。（サイズ：幅320×高さ130×奥行290mm）
- ・キャリングバッグは、屋外等への搬出が可能であるとともに、電極パッド2組及び救急セット1式を収納でき、常時本体と一体で使用できること。

5 既設のAEDの引き取りについて

納入にあたり、上記2に既設されているAED計3セットを引き取ること。また、引き取り後は、国や地域の法律・法令に従って廃棄すること。

（既設品：日本光電株式会社 AED-3100）

6 その他

納入の際には、A E D使用方法及び救命手順が図示されたリーフレットを機器に付属させるとともに、同リーフレットの電子データファイルを提出すること。また、各施設の職員に対して、機器の使用法等について、十分な説明を行うこと。